



8月5日付
申28号

長岡運輸区の現車走行訓練における 未払い賃金の清算を求める申し入れ提出!

長岡運輸区で6月8～12日及び15～17日に現車走行訓練が行われましたが、現車走行訓練出席者は職場でアルコール検査を行った後に訓練列車に向かう指示を受け、社員はその指示通り作業を行いました。しかし、労働時間の整理は現車への集合指定時刻からとなっており、アルコール検査から訓練用列車まで移動する労働に対する未払い賃金が発生しています。会社の指示で作業を行うことと、会社の指示により指定箇所まで移動することは全て労働であり、賃金が発生します。当然のことながら未払い賃金は認めることはできません。地本は8月5日申28号を申し入れました。早期交渉開催と未払い賃金の支払いを求めています。



■ 申28号 申し入れ項目 ■

1. 現車走行訓練参加者に対し、アルコール検査から集合場所（長岡運輸区から長岡駅4番線ホーム）までの労働に対し賃金を支払うこと。
2. 現車走行訓練は自区集合、自区解散の労働時間で計画を行うこと。
3. 回答は2020年8月20日までにいき、賃金の清算は2020年8月の給与で行うこと。

未払い賃金は許さない! 早期の支払いを強く求める!